

子どもの育ち・子育て サポートブック

～子どもの育ちが気になったら～

子育ての困りごとありませんか？



うちの子って…



ひとりで悩まないでください

あなたが困っているお子さんの行動や状況は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。この冊子では、子育ての悩みや、ご家庭での工夫、相談できるところなどについてご紹介します。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

子ども若者はぐくみチャート（主な年齢別支援早見表）

誕生	3歳	小学校入学	中学校入学 中学校卒業	18歳 20歳 高校卒業
教育・福祉制度 相談窓口	保育園など (P32) 幼稚園 (P32) 児童館 (P34) つどいの広場 (P22) こどもみらい館 (P22) 乳幼児健診(P11)	小・中学校 (育成学級・通級指導教室) (P16) 育(はぐくみ)支援センター・教育電話相談 (P26) 総合支援学校 (P16) 学童クラブ事業 (P34) こども相談センターパトナ (P22)	高校等	行政窓口 区役所・支所 子どもはぐくみ室P21 障害保健福祉課P24 児童福祉センターP15
医療費助成 経済的支援	児童発達支援 (P12) 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・児童入所支援 (P28)	児童相談支援・計画相談支援 (P14) 放課後等デイサービス (P18) 短期入所 (シヨーステイ)・日中一時支援 (P28) 居宅介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・移動支援 (P29) 訪問看護 (P31)	計画相談支援 障害福祉サービス	自立支援医療 (更正) 小児慢性特定疾病医療費助成支給 特別障害者手当
	児童扶養手当 (一定の障害の状態にある児童を養育している場合は20歳まで支給) 子ども医療費支給制度 (P27) 自立支援医療 (育成)・小児慢性特定疾病医療費助成 (P27) 特別児童扶養手当・障害児福祉手当 (P27)、難聴児補聴器助成 (P30) 補装具・日常生活用具費の支給 (P30)	自立支援医療 (P27)	自立支援医療 (更正)	自立支援医療 (更正)
	自立支援医療 (精神)・特定医療費 (指定難病) 支給認定制度・重度心身障害者医療費支給制度 (P27)			自立支援医療 (P27)

も く じ

子育ての悩みについて一緒に考えてみましょう…………… 1

子育てのあれこれについて

子どもの育ちに悩みがあるとき～乳幼児期～…………… 11

乳幼児健康診査の活用、児童発達支援の利用について
児童相談支援のご案内、児童福祉センターのご案内 など

子どもの育ちに悩みがあるとき～就学期～…………… 16

よりよい就学先の決定に向けて
放課後等デイサービスの利用について など

相談したいとき…………… 21

子育て相談窓口、発達や難病などに関する相談窓口 など

制度について知りたいとき（窓口案内）…………… 27

医療費助成や経済的支援
主に子どもが利用できる福祉サービス など

参考資料…………… 32

用語解説など

子育ての悩みについて一緒に考えてみましょう

- 子どもの夜泣きがひどく寝不足でイライラしてしまうことがある
- どうしたら食べ物を食べてくれるのかわからず困っている
- イヤイヤ期や「自分でする！」への対応がわからず悩んでいる
- 子どもが昼寝をしないので睡眠が足りているのかと不安だ
- トイレトレーニングやおねしょで悩んでいる
- 子どものことばが遅いのではと悩んでいる
- ファミレスで静かにできなかったり、スーパーでよく迷子になったりしたときに、思わず叱ってしまい悩んでいる
- 子どもの自己主張が強すぎて困っている
- きょうだいや友達とのトラブルが多く悩んでいる
- 子どもにどう接したらよいかわからない
- 子どもがわがままなのは自分の育て方が間違っていたせいではと悩んでいる



心当たりがある方は、まず、このパンフレットを読んでみてください。

どんなことでも、心配や不安を相談できる窓口があります。一緒に考える人が多いほど子育てはうまくいきます。

① 「寝ない子」だれだ！

子どもがなかなか寝てくれず、少しの物音や布団におろすと起きるので、親が寝不足になり、クタクタです。夜泣きがひどかったり、昼寝をしない日が続くと成長に悪影響ではないかと焦ったりイライラしてしまいます。



成長には、その子らしい眠り方や気持ちよい睡眠の経験が大切です。寝る時間や眠り方、寝る環境には個人差があります。親が睡眠不足でしんどいときや子どもの成長が心配なときには一人で悩まず、子どもはぐくみ室（→P11）等に相談してみてね。



② 飲まない、食べないに困ったら

飲んでもすぐに吐いたり、食べ物を口に入れてくれなかったりして心配です。せっかくいろいろ考えて作ったごはんを食べてくれないと悲しくなります。



飲むことや食べることが苦手な子どもがいます。食べることは人が生きるうえでとても大切ですが、ゴックンしたり、カミカミしたりするには、からだのたくさんの機能や舌やほっぺたの力がとても必要です。臭いや食感も敏感に感じ分けます。

育児書どおりに進まないと、十分な栄養が取れないのではと心配になりますが、焦りは禁物です。ゆっくりと、その子のペースで無理せずに、食べられるところから始めていきましょう。心配なときには、子どもはぐくみ室に相談したり、乳幼児健康診査のときに相談してね。



③ ことばが遅いと気になったら

「1歳を過ぎたらマンマやブーブーなどの一語文が出始まります」とほとんどの育児書に書いてあります。「男の子はことばが遅いから」と自分を納得させたり、「これ何？」と質問して無理に言わせようとしてしまいます。



ことばは、楽しいコミュニケーションで育ちます。「こちょこちょ」や「マテマテ」の追いかけっこを楽しんでくれたら大成功。嫌がる時は、子どもがやっている遊びを大人がマネっこしてみましよう。ことば以外の指さしなどの方法でも、自分の気持ちを伝えてくれたら、それも子どもの大切な「ことば」です。

「〇〇したかったね」と子どもの気持ちをことばにすることで、ことばが子どもの頭の中に積み上げられていくのです。



④ 便秘や夜尿、トイレトレーニングに悩んだら

おねしょや便秘・下痢などのトイレ関係で困っています。オムツにしかできななかったり、カーテンの後ろでウンチをきばっているのは問題ないのでしょうか。



おねしょは排尿のメカニズムの未熟からきており、からだの成長と密接に関係しています。ウンチもオシッコも生きていくうえでとても大切な行為なので、子どもが一番安心できる方法で排泄するのが最優先です。

おむつやパンツでも出たら大成功、とプレッシャーをかけず子どものタイミングに任せることがポイントです。



⑤ 落ち着きなさい、と注意することが多くなったら

他の子どもたちは椅子に座って絵本を見ているのに我が子はすぐに立ち歩かし、お出かけ中にもよく迷子になります。ご飯を食べている途中でも行儀が悪く、ウロウロするので、ちゃんとしつけなきゃと焦ってしまいます。



何度も注意したりきつく叱ったりすることで、かえって子どもの行動が激しくなってしまうこともあります。例えば、ファミレスで静かにできなかつたら、子どもに我慢させるのではなく、一度お散歩に出るなど、気分をかえましょう。あるいは、好きな絵本やミニカーを持ってお出かけするなどの工夫も大切です。それでもダメなときは、一人で悩まず、子どもはぐくみ室に相談してみましよう。児童館や保育園などでも、地域での子育て支援の活動（→P22）をしています。一度、覗いてみてはいかがでしょうか。



相談する

育てにくいと感じている子どもの子育てに親だけで向き合うのはしんどいものです。このパンフレットを読んで、「うちの子どものことかも!？」と思ったとき、日常的に子育てにしんどさを感じているときには、ぜひ子どもはぐくみ室や児童館、保育園などの子育て支援拠点に相談してください。

子どもの育ちには個人差があります。一般的な子育て情報ではうまくいかないかもしれません。その子に合ったオリジナル子育てと一緒に考えましよう。

心配ばかりで不安な子育ては、親にとっても子どもにとってもよい環境とはいえません。一人で悩まず、まずは相談してみましよう。

育ちの・あれこれ

① イヤダ！ —いやいやの時期

子どもの発達で最も大切な「イヤダ！」の意思表示。何歳になってもこの気持ちを表現する力は子どもの生きるパワーのみなもとです。大人に都合の悪いことでも「そうしたいんだね、わかったよ」の返事が子どもの気持ちを育てます。何でもいうことを聞いていたらわがままになると思いがちですが、「気持ちをわかってもらえた」体験がなくては我慢もできません。

「△△しなさい」はかえって「いや！」が強くなります。例えば、「ママはお風呂に入るけれどどうする？」と実際にお風呂に入るところを見せてあげるのもよいかもしれません。



② ジブンデ！ —自分で決めたい時期

うっかり子どもの靴を履かせようとしたときに起こる「ジブンデしたかった！」の反撃はよく経験します。何でもジブンデ！の時期は厄介ですが、気長に待つことが重要です。

そんな時には、「今日はどの靴をはくのかな？」などの声掛けで、子どもが自分で選ぶことができたなら満足することもあるでしょう。「○○しなさい」ではなく、「どっちがイイかな？」などの選択肢を用意する工夫が必要です。

③ カシテ！ダメ！ —お友だちとトラブルが増える時期

お友だちが遊んでいるおもちゃは欲しくなるもの。「カシテ！」といっても「ダメ！」と断られることは多く、そう簡単には「いいよ」と貸してはもらえません。

それでもやっぱり欲しくておもちゃを無理やり取ってしまったり、お友だちを叩いたり、噛んだりしてしまうこともあります。

「貸したくない」気持ちも、欲しくてつい叩いてしまった場合も、どちらも子どもの正直な気持ちです。子どもがおもちゃをなかなか貸さないときに周りの目を気にして無理に「お友だちに貸してあげよう」と促したり、手を出してしまった子どもに無理に「ごめんなさいは？」と謝らせたりする前に、大人が双方の気持ちを理解して、気持ちの切り替えの手伝いをし



あそび（遊び）

子どもが笑顔で遊んでいる姿は、子どもらしくとても微笑ましいですね。しかし、子どもでもみんなで楽しく遊ぶのが難しく、トラブルになったり、すねたり、泣いたりしてしまうことはよくあります。

子どもの遊びにも発達の過程があります。最初はお友だちとうまく遊ばず、大人と一緒に遊ぶことや一人で遊ぶことが好きな時期もあります。一人一人違う興味や関心があるので、お友だちとうまく遊べなくても大丈夫です。また、自分のやりたいことがうまくできなかった時に、もめごとは起こります。なるべくトラブルは避けたいですが、トラブルもコミュニケーションの学習だと割り切って見守ることも必要です。

楽しく遊ぶことが子どもの仕事で、子どもが楽しんでいる遊びが、その子がそのときに求めている必要な遊びともいえます。大人が「遊んであげる」のではなく、子どもの遊びを一緒に楽しむ姿勢も大切です。

④ ゴーイングマイウェイ！ —いうことを聞いてくれない時期

子どもが親のいうことを聞いてくれないとき、親は大変な思いをしますが、子どもには、小さい時から自分で考え、行動する経験も大切です。

子どもがいうことを聞かないときには、必ず理由があります。

例えば、お友だちを叩いたときや、立ち止まって動こうとしないときでも、その理由を考えてあげることが、子どもの行動の落ち着きや行動に折り合いをつけて活動できるベースになります。いうことを聞かない今だけを見ていると焦りますが、子どもはちゃんと成長していきます。

頭ごなしに叱ったり、大人の思い通りに動かそうとしたりせず、育ちを待つことも必要です。

それでも心配なときは一人で悩まず相談しましょう。



しつけ（仕付け・躾）

子育て情報では、早いうちからダメなことはダメと教えることや、ガマンを経験させることが大切だといわれることが多いですが、しつけて大切なのは、子どもが自分で考えられるよう促すことではないでしょうか。

子どもが場に合った適切な行動ができるようになるには、たくさんの経験が必要です。そして親にとっては育て方を責められそうなことも起こります。まちなかでの子どもの困った行動は、親としての試練の繰り返しです。

子どもの育ちに合ったしつけができると、親も子どももストレスが少なくなります。子どもとの接し方がわからず悩むときには、一人で考え込まないで、専門家の力を借りましょう。

子どもの発達のこと・あれこれ

子どもの発達は個人差が大きく、ひとつの正解があるわけではありません。わがままでいうことを聞かないとか、好き嫌いがはっきりしていて育てにくいと感じることがあります。

得意なことと苦手なことの差の凸凹は誰にでもあるものですが、特定のことに優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴（発達の凸凹）が非常に大きく、生活に困りが出ることがあります。育てにくさの中にはこの発達の凸凹によるものもあります。

発達の凸凹のある子どもは、大人から叱られたり、頑張らされたりと、子どもが不快に思う経験が増えてしまいがちですが、発達の凸凹は、治療や訓練で「なおす」ものではありません。その子に合った無理のない楽しい経験を重ねることで、成長を促しましょう。焦らず、子どもの気持ちや感覚を大事にした子育てが必要です。

子どもの発達凸凹について心配な場合は、子どもはぐくみ室(→P11)や児童福祉センター(→P15)にご相談ください。子ども一人一人に合ったサービスをご案内します。




療育の・あれこれ

育ちのスピードの課題や発達凸凹などがあって育てにくいと感じる場合や、乳幼児健康診査で発達の課題が指摘された場合、あるいは幼稚園や保育園など(→P32①)、集団の場面での適応が難しい場合に、子どもの育ちをサポートするのが「療育」です。

療育では、専門家の子ども一人一人に合った丁寧なかかわりや、小集団でお友だちと楽しく遊ぶ経験などを通じて、子どもの育ちをサポートします。例えば、たくさん遊びの工夫から、身体づくりやコミュニケーションの体験をしています。「できないこと」を「できるようにする」のではなく、発達や特性に合わせた遊びの経験から「もっとやりたい」の意欲や「できた」の自信を培います。

保護者の方は、発達の支援や遊びの意味、困っている行動の原因など、子育ての悩みを減らし、見通しのある安心子育てのヒントを見つけることができます。

一度、療育の様子を見学してみませんか？

乳幼児期の療育についての情報…  P12

やっぱり気になるのは小学校入学のこと


親は、子どもが4歳、5歳になってくると、「入学してから子どもが学校生活で困ったらかわいそう」、「早いうちから小学校での生活を想定して頑張らせないと」と思いがちです。

しかし、幼稚園や保育園などで困ることがたくさんあっても、小学校でも同じように困るわけではありません。大切なのは、幼児の時期に、身体をたくさん動かして、得意なことや好きなことをたくさん経験して、自信や意欲を育てておくことです。

授業中に座って先生の話聞くためには、椅子に姿勢よく座れる身体が必要です。鉛筆で字を書くためには、手先の力も必要です。お友だちと一緒に楽しく遊ぶためには、大人にたくさん遊んでもらった経験も大切です。

「小学校入学のために」ではなく、焦らないで、今子どもに必要な経験や活動に取り組みましょう。



就学後の支援についての情報…  P16

子どもの育ちに悩みがあるとき～乳幼児期～

子どもはぐくみ室（各区役所・支所）（→P21）

子どもはぐくみ室子育て相談担当では、妊娠から18歳未満の子どもや子育てに関する相談や子育て支援サービスの紹介を行っています。お住まいの地域の区役所・支所にお問い合わせください。

乳幼児健康診査（4か月、8か月、1歳6か月、3歳7か月） の活用

区役所・支所子どもはぐくみ室では、子どもの発育・発達の重要な節目の時期に、健康診査を行っています。

乳幼児健康診査では、子どもの発育や発達を継続的に確認し、子育てに関するアドバイスを行うとともに、課題がある場合は、できる限り早く発見できるよう、診察などを行っています。

健康診査当日は、様々な専門スタッフ（※1）が担当していますので、子育てに関する悩みや不安があれば、健康診査のときにぜひ相談してください。

また、健康診査では、必要に応じて福祉サービスなどのご案内を行っているほか、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じておられるご家庭を対象として「親子すこやか教室」（※2）をご案内することがあります。「親子すこやか教室」では、グループワークや遊びを通じて、子どもの成長を見守りながら子育ての相談に応じています。

※1 健康診査は、対象年齢により異なりますが、専門スタッフとして、主に、保健師、保育士、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、心理発達相談員などが担当しています。

※2 「親子すこやか教室」は令和2年度からの事業名です。

乳幼児期の療育施設の利用について ～児童発達支援～

子どもの育ちに悩みがあるとき、乳幼児健康診査や幼稚園や保育園などで発達の課題を指摘されたときは、主に小学校入学前の子どものたちの育ちの支援を受けることができる療育施設（**児童発達支援センター・児童発達支援を行う事業所（→P20）**）が京都市内に85か所（令和6年3月時点）あります。

ここでは、それぞれの事業所が特徴ある支援を行っており、子どもの支援とともに保護者の相談も行っています。

児童福祉センターや児童相談支援事業所と相談して、子ども一人一人に合った適切な支援ができる事業所を探していきましょう。幼稚園や保育園などに通いながら週に何回か通う事業所や、幼稚園などの代わりに毎日通う事業所もあります。

- ※ 集団生活に配慮が必要な場合には、幼稚園や保育園など（→P32①）でも職員を増やすなど特別な支援を行っています。子どもはぐくみ室や通っている施設にご相談ください。
- ※ 医療的なケアが必要な子どもが通うことができる療育施設（児童発達支援）や幼稚園や保育園などもあります。児童福祉センターや子どもはぐくみ室にご相談ください。
- ※ 重度の肢体不自由と知的障害が重複している子どもが通うことができる療育施設（児童発達支援）や、訪問して支援を行うサービス（居宅訪問型児童発達支援（→P32②））もあります。また、集団適応に課題がある場合は、普段、生活する幼稚園や保育園などに訪問して課題の確認や子どもの支援をするサービス（保育所等訪問支援（→P32③））もあります。利用については、療育施設（児童発達支援）や児童福祉センターにご相談ください。

はじめて療育施設（児童発達支援）を利用するまでの流れ

まずは、児童福祉センター（発達相談所）または第二児童福祉センター（発達相談部門）（→P15）に相談してみましょう。

- ✓ 専門スタッフが発達検査・発達相談、医学的診察などを行い、一人一人に最も合った支援の方法を提案しています。

児童福祉センターから、児童相談支援事業所（→P14）を案内しますので、「児童支援利用計画」（→P33⑤）の作成を依頼してください。

- ✓ 児童相談支援事業所では、サービスの組み合わせや療育施設の選び方等についてサポートしてもらうことができます。
- ✓ 契約できる児童相談支援事業所が見つからない場合、保護者をご自身で計画案（セルフプラン（→P33⑥））を作ってください方法もありますが、ライフステージが変わる場合や複数の療育施設の利用を希望される場合（→P33⑦）は、児童相談支援制度の利用をお勧めしています。

児童支援利用計画（案）またはセルフプランと、サービス利用の申請書を児童福祉センターに提出し、支給決定を待ちます。

- ✓ 支給決定がされたら受給者証（→P33⑧）が交付されます。

児童相談支援事業所や児童福祉センターと相談して、子どもに合った療育施設（児童発達支援）を探します。療育施設（児童発達支援）と契約し、サービスの利用を始めます。

- ✓ 定員がいっぱいで利用できる療育施設（児童発達支援）がない場合は、利用をお待ちいただく場合（→P33⑨）もあります。
- ✓ 児童支援利用計画（確定版）またはセルフプランをもとに、療育施設（児童発達支援）によるアセスメント（→P34⑩）を受け、個別支援計画（→P34⑪）を作成してもらいます。
- ✓ 療育施設（児童発達支援）は、個別支援計画をもとに支援をします。

相談支援の利用のすすめ

児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを利用しようとする場合に、利用計画についての相談や作成などを支援してもらえる相談支援という仕組みがあります。相談支援を行う児童相談支援事業所(→P20)が京都市内に71か所(令和6年3月時点)あります。

ここでは、子どもの将来の自立した日常生活や社会生活のために、子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援しています。

児童相談支援とは

① 児童支援利用計画案の作成

- ✓ 児童相談支援事業所は、日常生活に関する利用者の希望などを聞き、児童支援利用計画(案)(→P33⑤)を作成します。

② 支給申請・支給決定

- ✓ 保護者は、児童支援利用計画(案)を添えて市に児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支給申請を行い、市は、これを参考にしてサービスの支給決定を行います。

③ サービス提供事業所との連絡調整

- ✓ 児童相談支援事業所は、支給決定の内容に合わせて児童支援利用計画(確定版)を作成し、作成した計画に沿ったサービスが提供されるよう、利用者と事業所間との連絡調整を行います。
- ✓ 児童支援利用計画には、利用するすべてのサービスが盛り込まれますので、それぞれの事業所の役割や目的を共有することができます。児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所は、児童支援利用計画を踏まえて個別支援計画(→P34⑩)を作成します。

④ モニタリング(→P34⑫)

- ✓ 児童相談支援事業所は、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直しを行います。

児童福祉センター（発達相談所）

第二児童福祉センター（発達相談部門）

児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを利用しようとする場合は、サービスの支給決定が必要です。手続については、お住まいの区を所管する児童福祉センターにご相談ください。

児童福祉センターでは、こころやからだの発達に関する相談に総合的に応じているほか、こころやからだの発達に不安や悩みがある場合は、診察や検査、必要に応じた治療も行っています。

名称	児童福祉センター （発達相談所）	第二児童福祉センター （発達相談部門）
居住区	北・上京・左京・中京・東山 山科・下京・右京・西京	南・伏見
住所	中京区壬生東高田町 1-20	伏見区深草加賀屋敷町 24-26
電話	950-1232	612-2727
FAX	950-1618	612-2888

発達検査

児童福祉センターでは、子どもの発達の状況を知るために発達検査を行っています。

※ 発達の遅れや偏りを多面的に評価するもので、子どもの発達を知る手がかりの一つとなります。発達検査は発達障害の確定診断を行う検査ではなく、この結果で発達障害だと診断されるものではありません。

子どもの育ちに悩みがあるとき～就学期～

よりよい就学先の決定に向けて

子どもたちの就学にあたっては、一人一人に応じた学びの実現と自立や社会参加を目指して、様々な学びの場から、そのための就学先を、保護者とともに考え決定しています。



就学相談～就学先決定までの流れ～

● 学校への相談

就学に関する相談は、お住まいの地域の小学校の校長を通じて進めています。子ども一人一人の教育的ニーズに応じた就学先について、保護者と地域の小学校の校長が十分話し合いながら一緒に考えていきます。
※ 特に期間に定めはありませんが、入学する前の年の10月頃までにお住まいの地域の小学校へご相談ください。

● 就学先決定のための面談など

支援の必要な程度などが明らかでなく、保護者と地域の小学校の校長が就学先について迷っている場合などは、京都市教育委員会の総合教育センターなどで発達検査・医師検診・保護者面談などを実施します。

● 就学支援委員会による審議を基にした就学先の決定

子どもたち一人一人に最も合った就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者などによる「京都市就学支援委員会」の審議結果を基に、保護者と小学校の校長が就学先について再度相談し、就学先を決定します。

さまざまな学びの場について

支援の必要な子どもたちに対しては、一人一人の教育的ニーズに応じて、よりきめ細かな教育を進めるため、次のような学びの場を設置しています。

① 通級指導教室

普通学級に在籍する発達に課題のある子どもや、言語や聴覚などに障害のある子どもを対象に、週に数時間、個別または小集団で学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導「自立活動」を行います。

② 育成学級（特別支援学級）

小・中学校に設置している少人数学級で、京都市では対象者が1名であっても居住地域に設置しています。

子どもたちに必要な支援を行いながら、一人一人に合わせた形で、発達の状態、特性、障害の種別などに合わせた教育を行い、学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

③ 総合支援学校（特別支援学校）

市内を4つの地域に分けて通学区域を設定している地域制の学校です。発達の遅れ、または肢体に障害のある子どもを対象に、障害種別の枠を超えて教育を行う総合制をとっており、個々の子どもの学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための教育を行います。

子どもたちの障害に応じた施設・設備を整備しており、通学が困難な子どものために、スクールバスを運行しています。

就学期の療育施設の利用について


～放課後等デイサービス～

小学校、中学校または高校に就学している子どもの育ちや集団生活に不安がある場合には、放課後や学校がない日に通って支援を受けることができる**放課後等デイサービス**を行う**事業所**（→P20）が京都市内に186か所（令和6年3月時点）あります。

放課後等デイサービスでは、一人一人の子どものニーズに応じた個別支援計画（→P34①）を作成し、これに基づいて、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験などを通じた支援を行っています。

放課後等デイサービスは単なる「預け先」ではありません。それぞれの事業所が子どもたち一人一人の発達に応じて必要となる基本的な生活動作や将来の自立生活を支援するための活動を、学校や家庭、地域との連携を図りながら支援を行っています。児童福祉センターや児童相談支援事業所と相談して、子ども一人一人に合った適切な支援ができる事業所を探していきましょう。

- ※ 重度の肢体不自由と知的障害が重複している子どもや、医療的なケアが必要な子どもが利用できる放課後等デイサービスや、訪問して支援を行うサービス（居宅訪問型児童発達支援（→P32③））もあります。利用については相談支援事業所や児童福祉センターにご相談ください。
- ※ 集団適応に課題がある場合は、普段、子どもが所属している集団に訪問して課題の確認や支援をするサービス（保育所等訪問支援（→P32④））もあります。利用は相談支援事業所や児童福祉センターにご相談ください。
- ※ 放課後等デイサービス以外にも、児童館や学童クラブ事業（→P34②）など、放課後の居場所があります。特別な支援が必要な場合には、状況に応じて介助者の派遣を行っておりますので、登録を希望される児童館などにご相談ください。

その他、利用できる福祉サービスについての情報…  P28

放課後等デイサービスを利用するための流れ

※はじめて療育施設を利用する場合は P15 をご覧ください。

まずは、児童相談支援事業所に「児童支援利用計画(案)」(→P33⑤)の作成を依頼してください。

- ✓ 契約できる児童相談支援事業所が見つからない場合、保護者をご自身で計画案(セルフプラン(→P33⑥))を作ってください方法もありますが、次の場合は児童相談支援の利用をお願いします。
 - ・ライフステージが変わる場合(→P33⑦)
 - ・複数の事業所や複数のサービスの利用を希望される場合(→P33⑦)
 - ・居宅訪問型児童発達支援(→P32③)・保育所等訪問支援(→P32④)を利用する場合
 - ・月24日以上(日数)の支給量(→P34⑭)の利用を希望する場合

児童支援利用計画(案)またはセルフプランと、サービス利用の申請書を児童福祉センターに提出し、支給決定を待ちます。


- ✓ 支給決定がされたら受給者証(→P33⑧)が交付されます。
- ✓ 交付までに時間がかかることがありますので早めに申請してください。

児童相談支援事業所や児童福祉センター、療育施設(児童発達支援)と相談して、本人に合った放課後等デイサービスを探します。放課後等デイサービスと契約し、サービスの利用を始めます。

- ✓ 決定された支給量(日数)の範囲内で利用の契約をします。
- ✓ 児童支援利用計画(確定版)またはセルフプランをもとに、事業所によるアセスメント(→P34⑩)を受け、個別支援計画(→P34⑪)を作成してもらいます。
- ✓ 放課後等デイサービスは、個別支援計画をもとに支援をします。

療育施設・福祉サービスを提供する施設の情報

児童相談支援事業所・児童発達支援・放課後等デイサービスなどの一覧

 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>




福祉サービスなどの事業所一覧

 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/000022003.html>



情報公表システム


 <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

※福祉、保健、医療の総合情報サイトに、事業所が営業時間、従業員などの体制を載せています。




京都市の就学相談などについて

京都市の就学相談

 <https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000000156.html>



育(はぐくみ)支援センター

 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000303956.html>



相談したいとき

各区役所・支所子どもはぐくみ室（子育て相談担当）

居住区	所在地	電話番号	FAX 番号
北 区	北区紫野西御所田町 56	432-1454	451-0611
上京区	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-2873	432-2025
左京区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	702-1222	791-9616
中京区	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2598	822-7151
東山区	東山区清水五丁目 130-6	561-9349	531-2869
山科区	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3259	501-6831
下京区	下京区西洞院通塩小路する東塩小路町 608-8	371-7219	351-9028
南 区	南区西九条南田町 1-2	681-3574	691-1397
右京区	右京区太秦下刑部町 12	861-2179	861-4678
京北 出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1 (保健福祉第二担当)	852-1816	852-1800
西京区	西京区上桂森下町 25-1	392-5691	392-6052
洛西 支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9186	332-8186
伏見区	伏見区鷹匠町 39 番地の 2	611-1163	611-1166
深草 支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3879	641-7326
醍醐 支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6748	571-2973

子育てに関して相談・交流できるところ

このほか、次のような身近な子育て支援施設でも、子育てに関する相談支援や必要なサービスへのつなぎを行っています。

地域子育て支援ステーション

京都市内のすべての児童館・保育園などを「地域子育て支援ステーション」として、子育て講座などの開催や子育てに関する情報提供など、子育て中のご家庭に気軽に利用していただけるよう様々な取組を行っています。

京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、交流できる場を提供しています。子育てアドバイザーが常駐し、子育てに関する相談に応じるほか、子育て講座などの事業も行っています。

※ それぞれの取組内容などについては直接、各施設または各区・支所の子どもはぐくみ室にお問合せください。

※ それぞれの所在地などについては、京都市子ども若者はぐくみウェブサイトまたは京都市はぐくみアプリ（次ページ）から。

その他の窓口

窓 口	概 要
こどもみらい館	乳幼児の子育てについて身近なことから専門的なことまで様々な相談に応じます。 (TEL) 254-5001 (FAX) 212-9909
こども相談センター パトナ	小学生から高校生の子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がりなどの相談に応じ、子どもの様々な課題の解決や自立に向け、総合的な支援を行います。(TEL) 254-8107

京都市の子育て関連の情報について

京都はぐくみアプリのダウンロード

i <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000320338.html>



子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」

i <https://kyoto-city.mamafre.jp/>



子どものこころやからだの発達に関する相談

児童福祉センター（発達相談所）・第二児童福祉センター（発達相談部門）

名称	児童福祉センター （発達相談所）	第二児童福祉センター （発達相談部門）
居住区	北・上京・左京・中京・東山 山科・下京・右京・西京	南・伏見
住所	中京区壬生東高田町 1-20	伏見区深草加賀屋敷町 24-26
電話	950-1232	612-2727
FAX	950-1618	612-2888

障害や難病などに関する相談

保健福祉センター障害保健福祉課

障害のある方や難病の方への相談や支援、こころの健康に関する相談を行っています。

居住区	所在地	電話番号	FAX 番号
北 区	北区紫野西御所田町 56	432-1285	451-0611
上京区	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5121	432-2025
左京区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	702-1131	791-9616
中京区	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2594	822-7151
東山区	東山区清水五丁目 130-6	561-9130	531-2869
山科区	山科区栂辻池尻町 14-2	592-3479	592-3059
下京区	下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町 608-8	371-7217	351-9028
南 区	南区西九条南田町 1-2 (区役所別館 1 階)	681-3282	691-1397
右京区	右京区太秦下刑部町 12	861-1451	861-4678
京北 出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1 (保健福祉第一担当)	852-1815	852-1814
西京区	西京区上桂森下町 25-1	381-7666	393-0867
洛西 支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9275	332-8186
伏見区	伏見区鷹匠町 39 番地の 2	611-2392	611-1166
深草 支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3574	641-7326
醍醐 支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6372	571-2973

障害者地域生活支援センター

『自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活』が実現できるよう、地域の関係機関と連携しながら、相談や支援を行います。

区	名称	所在地	電話	FAX
北 左 京	ほくほく	北区紫野花ノ坊町11番地 ライトハウス内	462-0808	462-0885
	きらリンク	左京区浄土寺上馬場町117-1 ファーイースト白川通1階中	752-0106	752-0107
	らしく	左京区高野蓼原町43-1	705-2850	703-2705
上 中 下 京 南	にしじん	上京区西堀川通元誓願寺上る 豎門前町414 西陣産業会館1階	417-1630	451-3619
	なごやか	中京区壬生東高田町1-20	323-3203	323-3220
	らくなん	南区吉祥院西定成町29-2	692-1139	692-2239
東 山 科 醍 醐	らくとう	山科区竹鼻外田町8 エスポワール京都101号	591-8856	502-0084
	からしだね センター	山科区勸修寺東出町75	574-2800	574-0025
	だ い ご	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館4階	634-5568	634-5574
右 京 西 京 洛 西	うきょう	右京区山ノ内北ノ口町5-1 ラ・ポーム田中1階	813-1922	813-1922
	西 京	西京区上桂宮ノ後町39番地	392-1051	392-0268
	らくさい	西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル305	335-0063	331-1612
伏 見 深 草	あいりん	伏見区向島二ノ丸町151-34	604-6159	604-6155
	かけはし	伏見区両替町9丁目275-1	605-5752	605-5465
	ふかくさ	伏見区深草石橋町18-1 墨染まちとくらしセンター2階	641-2560	642-3893

育(はぐくみ)支援センター

子どもの発達についての様々な悩みを抱える保護者を対象に就学や教育などの相談に応じます。

設置場所	所在地	電話
北総合支援学校	上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町 650-1	431-6636
東総合支援学校	山科区大塚高岩 3	594-6501
西総合支援学校	西京区大枝北沓掛町 1 丁目 21-21	332-4275
呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町 52	601-9104
白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町 9-2	771-5510
東山総合支援学校	東山区東大路渋谷下る妙法院前側町 44 1	561-3373
鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町 9-2	461-3221
桃陽総合支援学校	伏見区深草大亀谷岩山町 48-1	641-2634

その他の相談窓口

窓口	概要
京都市障害者休日・夜間相談受付センター	障害のある方やご家族の方などからの障害福祉の制度や手続、日常生活の中での不安や困りごとなどの相談に応じます。(TEL) 572-8528
障害者相談員	障害のある方とそのご家族の各種相談に応じ、関係機関と協力し、地域福祉活動を推進します。 (障害保健福祉推進室 (TEL) 222-4161)
障害にかかわる子どもの教育電話相談	子どもの発達や障害にかかわる教育や支援の方法、就学に関する相談に応じます。 (TEL) 254-1155

制度について知りたいとき（窓口案内）



医療費助成や経済的支援

制度名称	支給・助成の対象	❓ 窓口
小児慢性特定疾病医療費助成制度	特定の疾病にかかっている子どもが指定医療機関で受けた医療費	(区)子どもはぐくみ室
自立支援医療（育成医療）	身体に障害のある子どもが指定医療機関で受けた医療費	(区)子どもはぐくみ室
自立支援医療（精神通院医療）	精神に障害のある子どもが指定医療機関で受けた医療費	(区)障害保健福祉課
子ども医療費支給制度	中学校3年生までの子どもの医療費（一部負担額を差し引いた金額） (TEL) 251-1123	子ども家庭支援課分室
重度心身障害者医療費支給制度（福祉医療）	健康保険に加入している重度の障害のある方の医療費の自己負担分	(区)障害保健福祉課
特定医療費（指定難病）支給認定制度	指定難病の方で認定基準を満たす方の医療費など	(区)障害保健福祉課
心身障害者扶養共済	心身障害児（者）を扶養している保護者	(区)障害保健福祉課
特別児童扶養手当	中度以上の障害のある20歳未満の子どもを養育している家庭	(区)障害保健福祉課
障害児福祉手当	重度の障害のある20歳未満の子ども	(区)障害保健福祉課

※ 支給要件、一部負担額などの詳細は、各窓口にお問合せください。

※ 窓口：(区)子どもはぐくみ室 ⇒ 各区・支所子どもはぐくみ室(→P21)

(区)障害保健福祉課 ⇒ 各区・支所障害保健福祉課(→P24)

主に子どもが利用できる福祉サービス

主に18歳未満の子どもが利用できる福祉系のサービスの一覧です。サービスの利用には、原則として京都市による支給決定を受ける必要があります。

利用者負担割合は、サービスの提供に必要な金額の1割ですが、所得に応じて上限月額が決まっています。

支援の種類
児童発達支援 主に小学校入学前の子どもが通所し療育を行う。
放課後等デイサービス 小学1年～高校3年の子どもが放課後や学校のない日に通所し療育等の支援を行う。
保育所等訪問支援 幼稚園や保育園、小学校、養護施設などに訪問して、子どもが集団に適應するために必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出ができない子どもの自宅を訪問して、療育等の支援を行う。
児童入所支援 知的障害や肢体不自由がある子どもが入所し、療育等の支援や治療を行う。
短期入所（ショートステイ） 家で介護をされる方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
日中一時支援 心身に障害がある子どもなどが、保護者の病気などのため一時的に介護ができないときに、施設を日帰りで利用できる。

※ご利用については、児童福祉センター(→P23)にお問合せください。

支援の種類
<p>居宅介護</p> <p>保護者が介護を行う範囲において、さらに介護が必要な場合に、自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護などを行う。</p>
<p>行動援護</p> <p>知的障害や精神障害のため行動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護・危険回避のための援護などを行う。</p>
<p>同行援護</p> <p>視覚障害により、移動に著しい困難がある方に、移動の援護などの外出支援や外出先での必要な情報の提供（代筆・代読を含む）を行う。</p>
<p>重度障害者等包括支援</p> <p>介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に行う。</p>
<p>移動支援</p> <p>社会参加や余暇活動などの外出の際に移動を支援する。</p> <p>ひとり親世帯や医療的ケアが必要など、一定の要件を満たす子どもは、通学時の送迎にも利用できる。</p>

※ご利用については、各区・支所障害保健福祉課（→P24）にお問合せください。

※その他、主に18歳以上を対象とした障害福祉サービスや、直接各事業所へ利用を申し込むサービスもあります。詳細は、各区・支所障害保健福祉課（→P24）にお問合せください。

用具購入費等の助成

日常、生活しやすくすることを目的とする用具の購入費等を支給しています（所得制限、費用一部負担あり）。

支援の種類	支援内容
補装具費支給	<p>身体に障害のある方や難病の方の障害のある部分を補って日常生活を容易にするための用具の購入費または修理費などを支給する。</p> <p>((区)障害保健福祉課(→P24))</p> <p>▶種目 義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、義手、義足、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具など</p>
日常生活用具給付	<p>重度の障害のある方が日常、生活しやすくするための用具を給付する。</p> <p>((区)障害保健福祉課(→P24))</p> <p>▶給付品目 点字器、ファックス、特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、訓練いす、ストーマ装具、紙おむつ、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）など</p>
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	<p>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちの方で、在宅で日常生活を営むうえで著しく支障のある方に対して、日常生活の便宜を図ることを目的に必要な用具を給付する。</p> <p>((区)子どもはぐくみ室(→P21))</p> <p>▶給付種目 特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、車椅子、頭部保護帽、ストーマ装具、電気式たん吸引器、人工鼻など</p>
難聴児補聴器助成	<p>補装具の対象とならない、軽度・中等度難聴の子どもを対象に、補聴器の購入費用を助成する。</p> <p>(子ども家庭支援課 (TEL)746-7625)</p>

※支給要件、給付種目などの詳細は、問合せ窓口にお問合せください。

障害者手帳(→P35⑬)の交付を受けた方が利用できるサービス

障害保健福祉のしおり

- i** <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



障害福祉サービスなどについて

障害者総合支援法のしおり

- i** <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-6-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



在宅での医療的行為について

在宅移行後の生活については、病院を退院するまでに、病院の主治医やソーシャルワーカーに相談しましょう。

訪問看護ステーションや各区役所・支所保健福祉センター職員、地域生活支援センターなどの相談支援事業所と連携して、必要な支援を検討していきましょう。

日常的に在宅で医療的生活介護・援助行為を必要とする子どもは「訪問看護」を利用する例が増えています。

訪問看護とは、看護師などがおうちに訪問し、医師の指示のもと、その方の病気や障害に応じた看護などを行うものです。

対象	医師が必要と認め、訪問看護指示書を交付された方
相談先	主治医や訪問看護ステーション
利用内容 (医療保険)	原則、週3回まで。利用時間は1回30分～90分未満。 ただし、指定の難病などの場合は週4回以上の訪問が可能な場合もある。

【参考資料】

用語解説

① 幼稚園や保育園など

幼稚園（ここでは私立幼稚園・市立幼稚園に加えて、認定こども園（幼稚園部分）も含めて表記しています）では、3歳～小学校就学前の子ども（受入年齢は園によって異なります）に対し、学校教育全体を見据えた生活・学習の基礎や「生きる力」の基礎を育てています。

保育園（ここでは民営保育園・市営保育所に加えて、認定こども園（保育園部分）も含めて表記しています）や地域型保育事業では、産休明け～小学校就学前の子ども（受入年齢は園によって異なります）に対し、夫婦共働き、病気や親等の介護などで保育が必要な場合、家庭に代わって子どもの保育を行っています。

多くの幼稚園や保育園では、地域での子育て支援のため、園庭開放や子育て相談、親子登園などを実施しています。

※ なお、この冊子では一部を除き児童福祉法上の「保育所」を「保育園」として表記しています。

② 療育施設

この冊子では、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所を指しています。また、入所して支援を行う施設もあります。事業所の一覧は、P20 から確認してください。

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などにより外出が著しく困難な子どもの自宅を訪問し、基本的な動作の指導、日常生活に必要な知識や技能についての支援、援助を行うサービスです。

④ 保育所等訪問支援

幼稚園や保育園、小学校などに通っている子どもに対し、訪問により、保育園などでの集団生活の適応のための専門的支援を提供し、保育

園などの安定した利用を促進するサービスです。

⑤ 児童支援利用計画（サービス利用計画、障害児支援利用計画）

相談支援事業所が作成するものです。子どもの状況、環境、子どもや保護者のサービスの利用に関する考え方、その他の事情をあわせて考え、利用するサービスの種類や内容などを記載します。

⑥ セルフプラン

児童相談支援事業所が作成する児童支援利用計画の代わりに、子どもの保護者が自ら、子どもの状況、環境、その他の事業をあわせて考え、利用するサービスの種類や内容などを記載します。作成にあたっては、利用する予定の事業所や相談支援事業所、発達相談所などのアドバイスを受けることもできます。

⑦ ライフステージが変わる場合や複数の療育施設の利用を希望される場合

幼稚園や保育園から小学校に進学するとき、中学・高校に進学するとき、高校の卒業後の生活に向けた活動を始めるときなどの子どもの状況や環境が大きく変わるときや、複数の療育施設や福祉サービスを利用したいときは、第三者の目線で全体を確認できる相談支援を利用して計画を作成することをお勧めします。

⑧ 受給者証

療育施設を利用するために必要な証です。京都市内にお住まいの方は京都市で受給者証を受け取っていただく必要があります。支援の種類、支給量（日数）期間、負担金の上限月額などが記載してありますので、療育施設と契約する際やサービスを受ける際に提示します。

⑨ 利用をお待ちいただく場合

各療育施設には定員が設定されています。希望される療育施設によっては、定員がいっぱいですぐに利用できないことがあります。すぐに利用できない場合は、別の療育施設を利用いただくか、別のサービスを

利用しながら希望される療育施設が空くのを待っていただくことになります。

⑩ アセスメント

児童相談支援事業所や療育施設などが、保護者と子どもに面接し、子どもについて、その能力、環境や日常生活全般の状況などの評価を通じて、保護者と子どもの希望する生活や課題などを確認することです。

⑪ 個別支援計画（児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画）

サービス提供事業所の児童発達支援管理責任者が作成するものです。支援を提供するにあたっての目標や達成時期、課題、支援の具体的な内容、気を付けなければならないこと、その他必要な事項を記載します。

⑫ モニタリング

児童相談支援事業所や療育施設などが子どもや保護者と面接するなど、連絡を継続的に行い、計画の実施状況を確認しながら、子どもについて解決すべき課題を把握することです。

⑬ 児童館や学童クラブ事業

児童館は、18歳未満の子どもに健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童福祉施設です。一部事前申込みが必要な行事もありますが、通常は自由来館です。

学童クラブ事業は、ひとり親家庭、両親の共働きその他の事情などで昼間留守になる家庭の小学生を対象として、放課後の安心安全な居場所を提供し、健やかに育成するための取組です。利用するには事前に希望される学童クラブに登録する必要があります。なお、利用にあたっては、所得に応じて利用料金を徴収させていただきます。

⑭ 支給量（日数）

児童発達支援と放課後等デイサービスの利用にあたっては、児童支援利用計画などを参考に、京都市がそれぞれの子どものにとって適切な一月あたりの利用必要日数を決定します（原則23日が上限）。

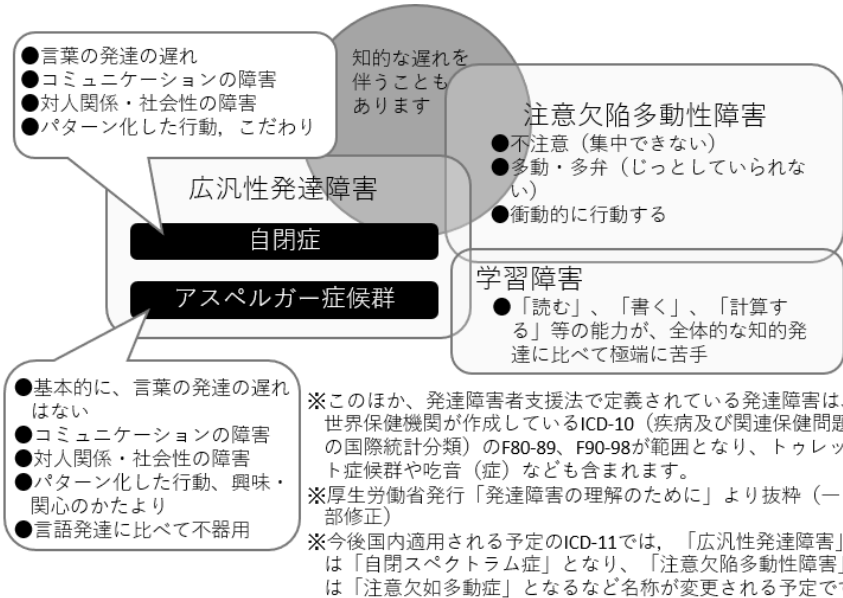
⑮ 障害者手帳

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対し、申請により、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

手帳の交付を受けた方は、様々な障害保健福祉施策や税の減免、公共交通機関の運賃割引などの制度を利用することができます（P31）。

発達障害について

発達障害の原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられていて、小さいころからその症状が現れています。以下の特性について、いくつかの特性が重複して現われることもありますし、障害の程度も人によって様々です。



関連情報が入手できる HP について

発達障害情報・支援センター http://www.rehab.go.jp/ddis/	発達障害教育推進センター http://icedd_new.nise.go.jp/
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において発達障害に気づくための基本的な情報 ・発達障害の方の特性に応じた生活場面での対応 ・発達障害の特性やよくある誤解など ・発達障害のある方が活用できる支援情報 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材・支援機器 ・発達障害のある子どもの特性や教育に関する研究 ・発達障害に関する国の最新の施策や法令等 など



児童虐待かと思ったら
すぐにお電話ください。

児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

いち はや く
189



不要になれば「雑がみ」
として古紙回収等へ！

発行 京都市子ども若者はぐくみ局
子ども家庭支援課

TEL 075-746-7625

FAX 075-251-1133

京都市印刷物 第053209号

(令和6年3月発行)